

所得税の還付申告 大和税務署で受付中

問

大和税務署 (☎ 262-9411)

大和税務署では、給与所得者や年金受給者で、医療控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。

※確定申告期間中 (2月16日火～3月15日月) は大変混雑しますので、お早めに。

① 医療費控除

本人または家族の病気治療や、出産などで支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額

e-Tax ご活用を

税務署では、納税者が確定申告書を記入(作成)する「自書申告」を推進しています。次の方法による便利な申告書作成・提出方法がありますので、ご活用ください。

国税庁ホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、申告書の作成(検算も可)ができます。詳しくは、同ホームページ(☎ http://www.e-tax.go.jp)を参照してください。

また、国税電子申告・納

9411)。

問 同税務署 (☎ 262-

262-9411)。

住宅ローンなどを利用し

た住宅の購入や、増改築など

をした場合は、一定の要

件を満たしたときは、住宅

借入金等の年末残高に応じ

た額が所得税額から控除さ

れます。

※所得税の住宅借入金

等特別控除の対象となる医療

費や保険金などで補てんさ

れる金額の詳細などは、税

務署に直接お問い合わせく

ださい。

株式などの譲渡所得を除

くの申告相談を受け付け

ます。

税理士会大和支部では、

小規模納税者および年金・

給与所得者の方を対象に、

所得税(土地・建物および

株式などの譲渡所得を除

くの申告相談を受け付け

ます。

税理士の無料申告相談

(2) 住宅借入金等特別控除

税理士の無料申告相談

税理士会大和支部では、小規模納税者および年金・給与所得者の方を対象に、所得税(土地・建物および株式などの譲渡所得を除く)の申告相談を受け付けます。

税理士会大和支部では、

年金受

給者

また

は

給与

所得

者

で

ある

方

申告

を

行

い

ま

せん

申告

を

行

う

い